

**令和5年度**

# 交野市教育施策

交野市教育委員会



# 目次

第1章	はじめに	1
第1節	令和5年度 教育施策の概要について	1
第2節	学校教育部の主要事業について	1
第3節	生涯学習推進部の主要事業について	2
第2章	生きる力を育む学校教育の新たなビジョン	3
第1節	就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実	3
第2節	学校保健の充実	5
第3節	学校施設の整備及び安全確保	6
第4節	学校 ICT 環境の充実	8
第5節	学校給食の充実	9
第3章	生涯学習環境の整備・充実	10
第1節	情報提供と発信	10
第2節	スポーツ活動の充実	10
第3節	文化活動の充実	12
第4節	教育コミュニティの形成・家庭教育の充実	12
第5節	スポーツ・文化施設の充実	13
第6節	文化財保護の充実	14
第7節	青少年の健全な育成	15
第8節	放課後児童会の運営	16
第9節	図書館活動の充実	17

# 第1章 はじめに

## 第1節 令和5年度 教育施策の概要について

本書は、市教育委員会が令和5年度に実施する施策についてまとめたものです。

市教育委員会では、少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化などの課題、小中一貫教育に適した学校施設など新たな学校づくりに対応しつつ、子どもたちの教育環境の維持向上を図るため、学校の規模適正化及び適正配置に向けた検討を行っています。

このような状況を踏まえて本年度は14施策に取り組み、教育行政を推進します。内訳は学校教育部が5施策、生涯学習推進部が9施策です。

なお、学校における教育活動に関する施策については、学校教育ビジョンの年度計画である「アクションプラン」にお示ししています。

今年度の学校教育部5施策と生涯学習推進部9施策の取り組み結果については、事業年度終了後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて点検・評価を行い（感染症拡大防止等のため数値目標未達成の場合、代替的な取り組み内容も勘案する場合があります）、成果や課題を明らかにし、学識経験者の意見を付して報告書としてまとめます。

結果についてはPDCAのマネジメントサイクルを十分に機能させ、今後の事業の見直し、改善を図ります。

## 第2節 学校教育部の主要事業について

学校管理においては、すべての児童・生徒が安心して学習できるよう必要な支援や環境整備に取り組みます。就学支援等では、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、就学事務を適切に遂行し、保護者が負う就学義務の履行を支援します。

学校保健については、これまで同様、児童・生徒及び教職員の健康状態の把握、健康の維持管理に努めます。また、児童・生徒が快適に過ごせるよう、感染症対策も含めて施設の消毒等や害虫駆除を実施します。

学校施設関係では、施設の老朽化への対処など課題は、なお多く存在している中で、財政的な面も考慮しつつ、安心・安全に向けた対策を図ります。

なかでも、耐用年数の経過している小中学校の高圧受変電設備の更新を継続して順次行います。

学校規模適正化関係では、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置についての検討を進めるとともに、第一中学校区においては、学校施設整備を含む魅力ある学校づくり事業を進めます。

学校ICT関係では、これからの学習活動を支える学習者用端末をはじめとするICT機器の整備・維持管理を行うとともに、教職員の働き方改革の推進等を目的に、校務の情報化など学校ICT環境の整備を進めます。

学校給食では、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスに配慮した魅力ある学校給食を提供します。

また、児童・生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるため栄養教諭等を中心に指導及び教育を行い、給食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発し、行事食を活かして、日本の伝統的な食文化を伝えていきます。

学校給食費については、適正な管理と保護者負担の公平性を確保できるように努めます。

今後も、中長期的展望にたち、学校・家庭・地域による協働体制が構築され、交野の子どもたちが、社会全体の力で、こころが育まれ、急激な社会変化の中でもそれに対応できる力が育成されるよう努めていきます。

### 第3節 生涯学習推進部の主要事業について

社会教育においては、市民が生涯学習活動をとおして、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習基本計画に基づき、学習機会や場の提供、生涯学習に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、「ウイズコロナ」の考えのもと、感染対策を徹底するとともに、新しい開催方法を取り入れ、市民が安全に、安心して生涯学習活動に取り組むことができるように努めます。

スポーツや文化活動においては、その充実を図るため、関係団体の活動を支援し、各種行事や大会を実施するとともに、幅広い世代が参加できるノルディックウォーキング事業を、市内及びその付近の史跡などの文化財巡りを織り交ぜるなどの視点を取り入れながら、引き続き実施します。あわせて、これらの活動が円滑に行えるよう、指定管理者と連携を図ります。

教育コミュニティの形成については、令和4年度よりコミュニティ・スクールを導入した交野みらい学園校区をはじめ、今後導入を予定する他校区においても地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動の体制の見直しや支援策の充実を図ります。

すべての教育の原点ともいえる家庭教育については、その充実を図るため、保護者の視点、子どもの視点にたった学習の機会の提供に努めます。

文化財保護では、文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくため、令和4年12月に文化庁長官の認定を受けた「文化財保存活用地域計画」に基づき、調査研究、普及啓発活動に努めます。

青少年の健全な育成については、安全・安心な環境づくりを行うとともに、青少年の協調性や創造性等を育むため、関係団体や大学等と連携し、より充実した事業の企画・実施に努めます。

放課後児童会では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供するため、よりよい環境の整備に努めます。さらに、持続可能な児童会制度をめざし、放課後児童会の今後の在り方について検討を進めます。

図書館については、「第4次交野市子ども読書活動推進計画」に基づいた新規事業の実施に取り組みます。

また、倉治図書館電気・機械設備等改修工事により、快適な読書環境の整備をめざします（事業実施は財産管理室）。工事に伴う臨時休館中においても、図書館ネットワークシステムや移動図書館車の活用等、市民サービスの低下を防ぐための方策を検討し、可能な限りのサービスの維持に努めます。

なお、生涯学習推進部の主要事業については、令和5年度は本教育施策をもって生涯学習基本計画の進捗管理とします。

## 第2章 生きる力を育む学校教育の新たなビジョン

### 第1節 就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する援助
- ・障がいのある児童・生徒及びその保護者に対し、経済的負担の一部を軽減するための各種制度の活用やスクールヘルパー等人的援助も含めた、総合的な支援の充実

事業名	事業概要	関係部署	関連	R5年度目標
適正な就学事務の遂行	学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるよう、就学時や転出入時における適切事務の遂行 不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生防止	学務保健課	学校	不就学者数 0人 不適正就学者数 0人 居所不明者数 0人
就学援助・特別支援教育就学奨励費支給事務	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対する支援 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等に就学を奨励するための支援	学務保健課	学校	制度の周知と申請方法のわかりやすい説明及び適切な審査・支給
	就学援助費のうち学校給食費について、就学援助費受給資格が認められた世帯の児童・生徒に対する学校給食の現物給付	学校給食センター	学校	
学校活動の円滑な推進	児童・生徒の急病・怪我等の緊急時における病院等への搬送支援 指導書等の教科用図書を購入	学務保健課	学校	・学校の緊急時対応に向けた支援の実施 ・指導書等が不足することがないよう支援の実施
教育資金の支援（奨学金制度）	経済的な理由により高校・大学等への就学が困難な者に対する奨学金の貸付 高校以上の学校への進学予定者又は在校生に対する教育貸付金の利子の一部補給	学務保健課		奨学金制度の周知を図り、継続した就学支援の実施
進路選択支援事業	進路選択のための奨学金活用等の相談業務	学務保健課 人権と暮らしの相談課		進路選択支援に関する相談体制の維持継続
学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援	・肢体不自由等の児童・生徒に対するスクールヘルパーの配置 ・肢体不自由児童・生徒の機能訓練への支援（検診） ・難聴の児童・生徒在籍の学校に対する補聴器付属機器貸与	学務保健課	学校	支援を要する児童・生徒の増加傾向に伴う支援体制の確保

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 適正な就学事務の遂行

学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるため、新入学者の就学通知事務、転出入にかかる事務を適切に実施し、学齢簿の作成及び管理を行います。

また、「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に則り、区域外や指定校外の申請にあたっては、必要に応じて審査会を開催の上で判断を行うものとし、適切な就学を支援します。

学齢児童・生徒の確実な就学支援を関係諸機関との連携のもと行うとともに、不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生を防止します。

## 2 就学援助・特別支援教育就学奨励費支給事務

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる必要な経費（学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等）の一部又は全部を援助します。

また、特別な支援を必要とする支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、就学を奨励することを目的として、学校にかかる必要な経費の一部を援助します。

## 3 学校活動の円滑な推進

児童・生徒の急病・怪我等の緊急時に対応するため、学校にタクシーチケットを整備します。

また、教師が児童・生徒を指導するための教科用図書等を購入します。

## 4 教育資金の支援（奨学金制度）

交野市奨学金条例に基づき、経済的な理由のために高校や大学等への就学が困難な者に対して、奨学金の貸付を行います。

現在、国や府の施策で授業料等の無償・軽減措置が取られていることから、市の奨学金制度のあり方について、今後の社会情勢を踏まえ、引き続き検討を行ないます。

なお、滞納者への督促については、文書催告などにより適切に対応します。

また、包括提携金融機関との協力の下、「おりひめ教育ローン補助制度」を実施し、0.4%の利子補給金を給付します。

## 5 進路選択支援事業

市の奨学金以外の各種奨学金制度の相談窓口として、「進路選択支援事業」を実施し、人権と暮らしの相談課との連携の下、専門の相談員による相談体制を継続していきます。

## 6 学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援

市立小・中学校に在籍する肢体不自由等児童・生徒について、学校活動に円滑に参加するための支援・介助を目的として、スクールヘルパー等を適切に配置します。

また、肢体不自由児童・生徒の機能訓練への支援（検診）や難聴の児童・生徒が在籍する学校に対し、必要に応じて補聴器付属機器を貸し出し、当該児童・生徒が授業をより受けやすくなるよう支援します。

## 第2節 学校保健の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童・生徒及び教職員の健康状態の把握による、健康の維持管理の向上
- ・学校の環境を良好に維持するための、適正な環境衛生の管理

事業名	事業概要	関係部署	関連	R5年度目標
児童・生徒の健康管理	児童・生徒を対象とした健康診断の実施及び、必要に応じた治療の勧告	学務保健課	学校	学校・学校医等との連携のもと、定期健診等を実施し、児童・生徒の健康の維持管理を図る
就学时健康診断	就学前児童のための健康診断の実施	学務保健課	学校	学校医等と連携し、対象就学前児童が受診しやすい環境整備を図る
児童・生徒の災害保険事業	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済による怪我等の補償	学務保健課	学校	制度のわかりやすい周知と情報提供を行い、加入率の増加を図る
教職員の健康管理	教職員を対象とした健康診断の実施	学務保健課	学校	学校と医療機関等と連携し、教職員が受診しやすい環境の整備を図る
学校の環境衛生事業	教室等の環境調査（換気状況、有害化学物質等）、プールの水質検査、施設の感染症対策（殺菌消毒及び教室のカーテンクリーニング）害虫駆除・ダニ調査の実施	学務保健課	学校	児童・生徒・教職員が快適に過ごせるよう、学校薬剤師の指導のもと、環境調査・対策を図る

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 児童・生徒の健康管理

学校と学校医などとの連携を図り、各学校が定期健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科など）を滞りなく行えるよう支援します。

また、その他の検診についても、医師会などとの連携を密にして学校内における疾病に対しても未然に防止できるよう努めます。

#### 2 就学时健康診断

就学前児童の保護者に対する適切な通知とともに、対象者や保護者の利便性に配慮した健診会場や時間設定などを行い、すべての対象者がこの健診を受診できるように努めます。

#### 3 児童・生徒の災害保険事業

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度に加入し、学校の管理下で発生した児童・生徒の怪我等の治療にかかる費用について、各学校及び日本スポーツ振興センターと連携をとりながら、給付金が適正かつ正確に給付されるよう調整に努めます。また、学校と連携をとりながら、保護者への情報提供を行い、加入率の増加に努めます。

#### 4 教職員の健康管理

定期健康診断をすべての対象教職員が受診できるよう調整に努めます。

また、婦人科健診、VDT健診等を実施し定期健診以外の項目に関しても充実を図ります。

#### 5 学校の環境衛生事業

学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師と協議を行うなど、連携を密にして、定期的な空気調査（二酸化炭素濃度）化学物質調査及びプールの水質調査を行います。また、施設の感染症対策として、消毒及び教室のカーテンクリーニングの実施、害虫駆除、ダニ調査を実施し、児童・生徒・教職員が快適に過ごせるように努めます。

### 第3節 学校施設の整備及び安全確保

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・学校の適正配置と併せて、今後の学校施設の維持管理について、将来を見据えた適切な施設の整備
- ・子どもたちの学習及び生活の場として、教育に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある子どもたちにも配慮しつつ、防災・防犯などにも十分な安全性を備えた施設を整え、地域にとって身近な公共施設としての役割と景観や街並みの形成に貢献できる施設の整備

事業名	事業概要	関係部署	関連	R5年度目標
魅力ある学校づくり	魅力ある学校づくり事業基本方針・基本計画・基本設計に基づき、第一中学校区(交野みらい学園)において、令和7年度に開校予定の「(仮称)交野市立交野みらい学園」の円滑な開校に向けての環境整備	まなび舎整備課 まなび未来課 学務保健課 指導課 社会教育課 青少年育成課	学校保護者 地域 市民 団体	第一中学校区魅力ある学校づくり事業の、開発造成工事、建設工事、備品調達に係る契約等
学校規模の適正化	更なる少子化、学校施設の老朽化等の課題解消を図り、教育環境の維持向上を図るための、学校の規模適正化・適正配置の検討	まなび未来課	学校保護者 地域 市民 団体	第三・第四中学校区の学校適正配置の方向性を定める
教材・教具備品等の充実	学校教材等の充実(教材・教具備品等及び図書の購入)	学務保健課	学校	学校からの要望を反映した、新学習指導要領に基づく適正な学校教材・教具備品等の充実
学校施設の維持管理	学校施設の改修工事・修理等の実施および計画策定と、学校校務員の適正配置による簡易修繕および管理	まなび舎整備課	学校	良好な教育環境を確保するとともに十分な安全性を備えた学校施設の整備を目指す
登下校の安全性の向上 ※アクションプランP.23より再掲	通学路の改善及び安全管理体制の強化	学務保健課	学校 地域 団体	・関係機関と連携した安全対策の実施 ・IoTを活用した見守りシステムの加入率の促進

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 魅力ある学校づくり

学校規模の適正化・適正配置の方向性が定まった中学校区では、新たな学校づくりを進めています。

検討にあたっては、保護者、地域の方々及び学校関係者とともに取り組み、質の高い学びを実現する教育環境の整備を図ります。

第一中学校区では、「(仮称)交野市立交野みらい学園」を整備するため、旧交野小学校敷地における開発造成工事及び建設工事等を行います。また、備品調達における契約を進めます。

## 2 学校規模の適正化

「学校規模適正化基本計画」「学校施設等管理計画」に基づき、少子化や老朽化等の課題解決を図り、児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、中学校区ごとの将来に向けた望ましい学校適正配置の方向性を検討します。

第三・第四中学校区においては学校適正配置の方向性を定めます。

## 3 教材・教具備品等の充実

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教材・教具備品等を充実させるとともに、児童・生徒の教養を健全に育成するため図書の購入を行います。

## 4 学校施設の維持管理

耐用年数が経過している小・中学校の高圧受変電施設の更新を継続して順次行います。

さらに、施設・設備の不具合等によって学校生活に支障を来たさぬよう、学校と連携を図り、安全かつ適切に稼働するよう、適正な点検・改修に努めるとともに、「学校施設管理計画」の一部更新および計画的な改修を実施するための計画の策定を行います。

また、学校校務員の適正配置にあわせ、中学校区ごとの学校校務員のグループ化や管理係との連携など、作業の相互協力により維持管理の効率化を図られるよう努めます。

## 5 登下校の安全性の向上 ※アクションプラン P.23「登下校の安全性の向上」より再掲

児童・生徒の登下校の安全性向上へ向け、学校からの通学路改善要望に対し、関係機関と連携し、「交野市子どもの移動経路に関する安全プログラム」を取りまとめ、総合的な対策を行います。

また、登下校中の児童の位置情報を保護者が把握できるよう、IoT 技術を活用した見守りシステムの適正な基地局の設置や、加入率の促進のために保護者に定期的に周知を行い、教職員にも再度周知を行います。

そのほか、自動車等の運転者に注意喚起が必要な場所には、通学路注意喚起標示看板の設置を行います。

また、各小学校区内で工事が行われる際には、事前に工事業者と児童生徒の登下校の安全が確保されるよう協議を行います。

また、全小学校区の通学路において、見守りの為の人員を検討します。

## 第4節 学校 ICT 環境の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・これからの学習活動を支える ICT 機器の整備・充実及び ICT 機器を効果的に活用するための環境整備
- ・教職員の働き方改革の推進等を目的に、校務の情報化など学校 ICT 環境の整備・充実

事業名	事業概要	関係部署	関連	R5年度目標
未来の教育 ICT 環境整備 (NEXT) 推進事業	1人1台の学習者用端末の維持管理及び端末を効果的に活用するための環境整備	まなび未来課	学校	・学習者用端末の維持管理 ・ICT支援員の配置
学校 ICT 環境整備事業	校務支援システムの安定運用及び校務の情報化など学校 ICT 環境の整備・充実	まなび未来課	学校	・資産管理システムの導入 ・学校ICT環境整備に向けた具体的な検討
教育ネットワークに関する事業	教育ネットワークの運用及び次期更新に向けての検討	学務保健課 まなび未来課	学校	・教育ネットワーク運用の維持 ・学校ICT環境の充実に伴う通信帯域の拡張 ・就学事務システムの標準化に向けた検討・調整

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 未来の教育 ICT 環境整備 (NEXT) 推進事業

児童・生徒の学習環境の向上を図るため、令和2年度に整備した学習者用端末の維持管理を行うとともに、次期更新に向けた検討を行います。また、学習者用端末の効果的な活用等を目的として、各学校を巡回する ICT 支援員を配置します。

#### 2 学校 ICT 環境整備事業

校務支援システムの安定運用及び校務の更なる情報化に向けた学校 ICT 環境の整備・充実を図るとともに、今後の学校 ICT 環境整備に向けた検討を進めます。

#### 3 教育ネットワークに関する事業

学齢簿の編成や学校との児童・生徒にかかる情報共有、学校における諸費の徴収管理等を行う学事システム及び外部・内部・学事サーバの安定運用を維持しつつ、次期更新に向けた検討を進めます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、就学事務システム(学齢簿編製等及び就学援助)を標準仕様書に対応したシステムへ移行するための検討及び調整を行います。

## 第5節 学校給食の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童生徒の健全な発育に資するため、HACCP の概念を取り入れた学校給食センターにおける、安全・安心で魅力ある学校給食の提供

事業名	事業概要	関係部署	関連	R5年度目標
安全・安心な学校給食の提供	児童・生徒に安全・安心で魅力ある給食の提供	学校給食センター	学校	安全安心でおいしい給食の提供 191回
食物アレルギー対応食・除去食の提供	アレルギーのある児童生徒が他の児童生徒と同じように楽しめる給食の提供	学校給食センター	学校	安全性を最優先に除去食を提供する。
食育の推進と啓発	学校給食及び食育に対する理解の促進	学校給食センター 指導課	学校 家庭 地域	・ICT機器を積極的に活用した食育の推進 ・親子料理教室等での食育の啓発
地産地消の推進	地産地消の拡充	学校給食センター	学校 家庭 地域	地場産物の学校給食への活用
学校給食費の徴収	学校給食費の適正管理	学校給食センター	学校 家庭	徴収率99%の確保

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 安全・安心な学校給食の提供

魅力ある学校給食を提供し、児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ります。

また、児童・生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付ける指導及び教育を行い、給食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発し、行事食を活かして、日本の伝統的な食文化を伝えていきます。

#### 2 食物アレルギー対応食・除去食の提供

食物アレルギー対応食については、安全性を最優先にし、対象児童・生徒のアレルギーの状況を十分に把握し、学校、保護者、医師、学校給食センター等の連携の下、除去食の提供を行います。

#### 3 食育の推進と啓発

給食センターの見学・試食会や、親子料理教室(English Cooking)を実施し、家庭や地域に、学校給食や食育に対する理解の促進を図り、食生活の改善に努めます。

さらに、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用し、食材や調理の様子動画を作成し、学習を効果的に行えるよう支援します。

ほかにも、毎日の献立写真や、食材の産地などをホームページで掲載し食への関心を高めます。

#### 4 地産地消の推進

児童・生徒が、地域の自然や農業など地域への理解を深め、より深く郷土への愛情を育むとともに、新鮮で安全な食を通して、児童生徒の生涯にわたり心豊かで健康な生活の基礎を培うことを目的として、学校給食における地産地消を推進します。

また、学校給食における地場産物活用を進めるに当たっては、交野市農業生産連合会と連携し、地場産物の拡充を図ります。

#### 5 学校給食費の徴収

学校給食費については、適正な管理と保護者負担の公平性を確保するとともに、現年分徴収率99%以上を堅持できるよう努めます。また、過年度未徴収金についても、文書及び電話による督促・催告、自宅訪問等により適正な管理を行います。

## 第3章 生涯学習環境の整備・充実

### 第1節 情報提供と発信

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・市民が生涯学習に安心して取り組めるよう、ライフステージや生活環境に合わせた情報提供や相談体制の充実

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
相談体制の充実	生涯学習に関する相談窓口の設置及び地域における生涯学習事業への支援や活動の情報などの提供	社会教育課	市民	・相談件数 80件 ・HPの充実

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 相談体制の充実

生涯学習を進める上で必要な最新の情報をいつでも入手できるような情報提供の仕組みを構築します。また、必要な情報が入手できない市民や活動のきっかけがつかめない市民のために、相談窓口を設けます。市が実施する生涯学習に関わる事業を整理し、情報発信に努めます。

### 第2節 スポーツ活動の充実

#### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・市民が生涯にわたって、体力や年齢に応じてスポーツに親しみ、健康で明るいライフスタイルが実現できるよう、体育教室や大会の開催など、スポーツ活動の充実や、スポーツ指導者の養成

事業名	内容	関係部署	関連	R5年度目標
関係団体との連携（生涯スポーツ）	体育協会やスポーツ関係団体と連携した各種大会などの支援	社会教育課	団体	団体の自主的な活動を支援
学校体育施設の開放事業	市内小・中学校の体育館及びグラウンドの開放	社会教育課	学校団体	体育館・グラウンド利用者数 180,000人
スポーツ指導者の養成	スポーツ推進委員等を対象とした研修や講座の実施。スポーツ指導者の育成	社会教育課	スポーツ推進委員	講座・研修会等 15回
市民スポーツデーの開催	秋季に市内で各種スポーツに親しむ機会の提供	社会教育課	団体 市民	参加者数 2,000人
スポーツ活動の支援	北河内や大阪府の総合体育大会の運営、市長杯などの各種スポーツ大会及び交野マラソン大会の活動支援	社会教育課	団体 市民	北河内総体及び大阪府総体参加種目 12種目
スポーツ教室の運営	子どものニーズに応じたスポーツ教室の実施	社会教育課	市民	参加者数 延べ3,000人
地域スポーツの活性化	地域におけるスポーツ活動の活性化及び総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組み	社会教育課	団体 市民	総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討
高齢者のライフステージとスポーツ	ノルディックウォーキングについて、ただ歩くだけでなく、イベントと連携し、楽しめる要素を取り入れ実施	社会教育課	市民	ノルディックウォーク事業実施回数 6回

**【令和5年度具体的施策】****1 関係団体との連携（生涯スポーツ）**

地域住民が主体となり自主的に運営し、地域スポーツ環境の形成をめざすため、体育協会をはじめ多数の団体と様々な連携を図るとともに、各団体の自主的な活動（各種大会等）を実施できるよう、体育協会に対し活動補助を行います。

**2 学校体育施設の開放事業**

市立小・中学校の体育館及びグラウンドの教育施設は、地域における身近なスポーツ活動の場でもあることから、学校教育や部活動等に支障のない範囲で、学校施設担当課、学校と調整しながら、開放を行います。

**3 スポーツ指導者等の養成**

スポーツ推進委員の知識及び技術を生かし、子どもや高齢者向けスポーツの実技指導やニュースポーツの普及を図るとともに、スポーツ推進委員に対する研修や講座を開催し、スポーツ指導者の育成に努めます。

**4 市民スポーツデーの開催**

毎年秋季に市内のスポーツ施設等を利用し、子どもから高齢者までの幅広い市民が、気軽に楽しめる多種多様な内容で、スポーツに親しむ機会を提供します。

**5 スポーツ活動の支援**

北河内地区総合体育大会、大阪府総合体育大会の運営、市長杯などの各種大会及び交野マラソン大会の活動を支援するとともに、市民の体力向上等を目的とした事業に取り組みます。

**6 スポーツ教室の運営**

子どものニーズに応じたスポーツ教室を運営し、運動を通じて「できた喜び」が自信につながる教室運営に努めます。

**7 地域スポーツの活性化**

市民誰もが、様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動の活性化及び総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討を進めてまいります。

**8 高齢者のライフステージとスポーツ**

スポーツ推進委員を活用したノルディックウォーキング事業を実施し、高齢者の健康増進に努めます。

### 第3節 文化活動の充実

#### 【基本的方向と取組みの工程】

・市民のニーズに応えられるよう各種文化教室や行事の開催等、生涯学習の機会と場を提供し、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活を過ごすことができるようにするための、文化活動の促進

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
社会教育関係団体との連携	文化連盟、PTA協議会などと連携した社会教育関係事業の充実	社会教育課	団体	団体の自主的な活動を支援
文化祭の開催 (生涯学習フェスティバル)	交野の文化芸術活動の継続及び若者や現役世代が参加しやすい文化祭の開催	社会教育課	市民 団体 学校	文化祭 参加団体数 90団体
生涯学習機会の充実	府等との共催・連携による生涯学習事業の開催	社会教育課	市民 他市	ふみんネット 応募者数 延べ70人
日本語教室「学びの場」の開催	日本語学習を必要とする人々に対する学習機会の提供及びホームページの充実による教室の認知度の向上	社会教育課	団体	学びの場 参加者数 延べ180人
文化教室の運営	文化教室及び文学講座、生涯学習講座の実施並びに若者や現役世代が参加しやすい教室の実施	社会教育課	市民	【文化教室】 参加者数 延べ700人 【市民教養講座】 ・文学講座 参加者数 延べ350人 ・生涯学習講座 参加者数 延べ150人

#### 【令和5年度具体的施策】

##### 1 社会教育関係団体との連携

文化連盟に加盟する各種文化活動団体の育成に努めるとともに、PTA協議会等の社会教育団体が行う自主的な活動を支援し、社会教育関係事業の充実を図ります。

##### 2 文化祭の開催(生涯学習フェスティバル)

市民文化祭を開催し、市民の文化芸術活動意欲の向上に努めます。

また、若者や現役世代が参加しやすい文化祭(フェスティバル)をめざします。

##### 3 生涯学習機会の充実

若者や現役世代が、文化芸術活動に親しめるよう、既存の文化教室及び生涯学習講座を検証し、新たな学習の場の再編を図るとともに、情報提供の拡充に努めます。

また、北河内7市の広域連携により、各地の名所旧跡を散策するおおさかふみんネットを開催します。

##### 4 日本語教室「学びの場」の開催

日本語学習を必要とする人々に対する学習機会の場として、「学びの場」の教室を開設します。

また、ホームページの充実などにより、教室の認知度向上に努めます。

##### 5 文化教室の運営

市民が主体的に生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、学習の場や情報提供の拡充を図り、文化活動に親しむことができる環境を整備します。また、長年実施してきた教室は、団体として移行し、新たな教室を検討します。

## 第4節 教育コミュニティの形成・家庭教育の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

・学校を拠点とした、学校・家庭・地域の協働活動による子どもを育む取組みや、地域における教育課題の解決のための地域とともにある学校づくりの推進による、教育コミュニティの形成や家庭教育の充実

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
地域学校協働活動の充実 ※アクションプランP.24より再掲	コーディネート機能の強化や幅広い層の地域住民の参画など、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく仕組みとしての地域学校協働活動の充実	社会教育課 指導課	学校 家庭 地域	・地域学校協働活動の仕組みの確立と充実 ・活動ボランティアの参加者数 延べ20,000人
家庭教育の支援 ※アクションプランP.24より再掲	保護者を対象とした家庭教育学級及び小・中学生を対象とした親学習講座の実施	社会教育課	家庭 地域 学校	保護者及び児童・生徒に対する学習機会の提供 参加者数 延べ200人

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 地域学校協働活動の充実 ※アクションプラン P.24 より再掲

地域学校協働活動推進員（コーディネーター）、ボランティアの登録制度を引き続き推進し、第一中学校区（交野みらい学園）にてコミュニティ・スクールが始まり、他校区でも今後導入することを見据え、より地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく仕組みの確立と充実に取り組めます。また、第一中学校区（交野みらい学園）のコミュニティ・スクールにおける学校支援活動について、学校運営協議会と連携を図りながら、取組みの充実をめざします。

#### 2 家庭教育の支援 ※アクションプラン P.24より再掲

保護者を対象とした家庭教育学級等の講座の実施や、将来親となる準備期の小・中学生を対象に親学習の機会を提供します。

## 第5節 スポーツ・文化施設の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

・市民がスポーツ・文化活動を円滑に行うため、指定管理者との調整を踏まえた、施設の維持保全

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
スポーツ・文化施設の充実	指定管理者施設と直営施設の管理	社会教育課	指定 管理 者	指定管理業務 実地評価A

### 【令和5年度具体的施策】

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。

特に、施設の長寿命化を図るため、私部公園テニスコート補修工事や私部公園のLED化事業を実施します。

## 第6節 文化財保護の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

・我々の祖先が築き、今まで連綿と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承のための、「文化財保存活用地域計画」に基づく文化財保護活動の推進

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
文化遺産の適切な維持保全	指定文化財の適切な維持管理	社会教育課	所有者 文化財専門委員等	補助金交付数 3件 一般公開等 4回
埋蔵文化財発掘調査の実施	埋蔵文化財を保護するための発掘調査及び報告書作成	社会教育課		調査件数 15件 報告書冊数 1冊
文化財の普及啓発	歴史民俗資料展示室公開を通じた市民への文化財の普及啓発	社会教育課		見学者数 4,000人 企画展・スポット展示 5回
文化財保存活動	・文化財に対する調査研究及び講座などによる市民への報告 ・体験講座・出前講座の開催	社会教育課		市民文化財講座等の開催 1回 体験講座・出前講座の開催 10回

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 文化遺産の適切な維持保全

指定文化財の所有者、管理者と協力し、指定物件の消防設備の点検及び環境整備、文化財パトロール等を行い、適切な維持管理に努めます。指定文化財の一般公開にあたっては、所有者の協力を得て開催します。

市指定文化財（史跡）の私部城跡をはじめとした市所管の文化財については日常の維持管理に努め、広報活動を通じて周知を行います。

文化財保存活用地域計画の実施にあたっては、関連団体で構成される推進会議にて検討します。

#### 2 埋蔵文化財発掘調査の実施

国庫補助金を活用し、個人住宅などの開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を報告書にまとめます。発掘調査が実施されて未整理遺物であった、長宝寺跡出土品の整理作業を進めます。

#### 3 文化財の普及啓発

市内の遺跡の案内等を行います。また、歴史民俗資料展示室の展示内容を見直して、より多くの市民に身近に文化財を実感できる機会を提供し、交野の歴史文化の素晴らしさについての理解を深めます。

#### 4 文化財保存活動

文化財の保護と市民に親しまれる歴史・文化環境をめざすため、考古・民俗・古文書等の文化財に対する調査研究を行い、交野の歴史文化を市民に報告する講座等を開催します。体験講座では市内各小学校が授業で活用できるよう検討を進めます。

## 第7節 青少年の健全な育成

### 【基本的方向と取組みの工程】

・青少年の社会性・協調性・創造性の育成のため、地域・各種団体とのつながり・所管施設等を活用した、自然体験活動などの充実

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
二十歳のつどい(旧成人式)	二十歳の門出の祝福及び社会的な自立と自覚の促し	青少年育成課		参加率 70%
青少年活動の充実	団体活動を通じた青少年の豊かな情操の育成(青少年音楽団体、少年少女発明クラブ、子どもプラン)	青少年育成課	団体	参加者数 380人
放課後子ども教室 ※アクションプランP.24より再掲	放課後の児童の居場所づくり(フリースペース)	青少年育成課	地域 学校	実施日数 延べ410日
子どもの安全見守り事業	子どもを犯罪から守るための活動	青少年育成課	地域 団体	・「こども110番の家」協力が所数 1,400か所 ・「動く子ども110番」協力公用車数 135台 ・青色防犯パトロール回数 延べ770回
相談・指導体制の充実	青少年に関する情報交換及び体制の充実	青少年育成課	団体	・青少年指導員会活動数 45回 ・子ども会育成連絡協議会支援活動数 40回
第1児童センター管理運営	健全な遊びを通じた児童の体力増進と豊かな情操の育成	青少年育成課		利用者数 8,500人

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 二十歳のつどい(旧成人式)

民法改正により、令和4(2022)年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、交野市はこれまでどおり人生の節目である20歳を対象に、引き続き、広く市民が祝い励ますとともに、これまで育ててくれた人々や社会に感謝し、社会的責任を自覚して大人としての行動をとっていくためのきっかけとなるよう、「二十歳のつどい」の名称で、式典の開催に努めます。

#### 2 青少年活動の充実

これまでの摂南大学との連携に加え、学校、企業、青少年教育団体等とも連携し、子どもたちに充実したリアルな体験活動等の提供に努めます。

### 3 放課後子ども教室 ※アクションプラン P.24 より再掲

放課後の児童の居場所づくりとして、多様な活動が行えるように、各小学校と調整を行うとともに、各校の実情に応じて地域・団体等にはたらきかけ、積極的な募集を行うとともに、シルバー人材センターも活用し、安全ボランティアの増員に努めます。

また、国の総合的な放課後対策事業である、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童会との連携強化に努めます。

### 4 子どもの安全見守り事業

地域の子どもの安全見守りとして、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、各種団体や地域住民の協力のもと、青少年育成大阪府民会議の取組み活動である「こども110番」運動を推進するとともに、子どもの安全見まもり隊活動、青色防犯パトロールを実施し、青少年の安全確保に努めます。

### 5 相談・指導体制の充実

青少年に関する情報を収集し、連携している関係団体等に提供するとともに、相談・指導体制の充実を図り、青少年の健全な育成に努めます。

### 6 第1児童センター管理運営

児童厚生施設である第1児童センターについては、健全な遊びの場を通じて、児童の体力増進と豊かな情操の育成を目的に、市の直営施設として、適切に管理を行います。

## 第8節 放課後児童会の運営

### 【基本的方向と取組みの工程】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1年生～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る放課後児童会の運営

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
放課後児童会	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供	青少年育成課	学校 保護者	・待機児童数 0人 ・指導員研修の実施 8回/年

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 放課後児童会

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、より良い環境の整備に努めます。

また、待機児童0を目指して指導員確保に努め、あわせて指導内容の充実及び指導者としての資質向上を図るため、大阪府等が開催する研修に積極的に参加するとともに、市独自の指導員研修を概ね月一回程度実施します。

## 第9節 図書館活動の充実

### 【基本的方向と取組みの工程】

・資料・情報の収集及びその提供・発信に努め、市民の教養・趣味を育むとともに、次世代を担う子どもたちの図書館利用と読書活動の支援

事業名	内容	関係部署	関連	R5 年度目標
資料の収集・提供	利用者の多様なニーズに応えるための資料の収集及び提供と二次利用	図書館	府立 他市 図書館 地域等	受入冊数 10,000冊 貸出冊数 470,000冊
図書館情報ネットワークシステムの充実	図書館ネットワークシステムを活用した図書館サービスの充実	図書館		Web予約冊数 57,000冊
図書館利用窓口の充実	図書館(室)・移動図書館車の効率的、効果的な運営	図書館		利用者数 138,000人 移動図書館車 貸出冊数 9,700冊
子どもの読書活動推進	子どもと読書を結びつける機会の提供 学校との連携及び支援	図書館 指導課	学校 健康増 進課 ボラン ティア	児童書貸出冊数 170,000冊 行事参加者数 950人
市民協働の推進	市民ボランティアの活動支援及び連携・ 協働事業の展開	図書館	市民ボ ランテ ィア等	協働でのイベント 実施
図書館・図書室の運営	市内各図書施設の運営	図書館		人口当たり実登 録者率 12%

### 【令和5年度具体的施策】

#### 1 資料の収集・提供

図書館利用者の予約・リクエスト及びその他の多岐にわたる要求に応えることができるよう、多種多様な資料の収集に努めます。

また、高齢者、障がい者、日本語を母国語としない人なども含めたすべての人が読書に親しむことができるよう、大活字本や点字本、LLブック、多言語絵本など様々な形態の資料整備を進めます。

本市で所蔵していない資料については、相互貸借制度の活用により、できる限り提供に努めます。

交野市に関する地域資料の収集、提供、保存について、持続可能な体制づくりに取り組みます。

市内に設置した「まちの図書館」の資料の補充や入替えを行うことにより、除籍した資料の有効利用を図ると共に、地域の読書活動とコミュニケーションの推進に努めます。

#### 2 図書館情報ネットワークシステムの充実

インターネットサービスの利便性について利用者へのPRを強化し、利用促進を図ります。

また、図書館情報ネットワークシステムを活用した業務の効率化を図り、図書館サービスの充実をめざします。

### 3 図書館利用窓口の充実

より多くの市民が図書館を利用できるよう、青年の家図書室においては火～金曜日に 夜間開室を行い、倉治図書館及び青年の家図書室において祝日開館を実施します。

利用者数、貸出冊数の伸び率が高い星田会館図書室について、人員体制の強化を図ります。

また、図書施設へのアクセスが困難な利用者のために、移動図書館車で市内 11 か所のステーションを隔週で巡回します。

倉治図書館電気・機械設備等改修工事に伴う臨時休館中においても、移動図書館車の活用等、市民サービスの低下を防ぐための方策を検討し、可能な限りのサービスの維持に努めます。

### 4 子どもの読書活動推進

「第 4 次交野市子ども読書活動推進計画2022年度～2026年度」に基づき、家庭・学校・地域と連携し、子どもの読書環境の整備に努めます。

赤ちゃんタイムの実施や子ども向けイベントの開催など、子どもと読書を結びつける機会が豊かになるよう、さまざまな取組みを行います。

また、市民団体や地域への活動支援、関連機関との連携を図り、子どもの読書活動の普及と啓発を行います。

### 5 市民協働の推進

子どもや障がい者の読書活動を推進するために、さまざまな活動を行っている市民ボランティアグループを支援し、おはなし会や各種イベント、障がい者への情報提供等において、より一層の連携・協働を図ります。

### 6 図書館・図書室の運営

「交野市立図書館運営方針」に基づき、効率的な図書館運営に努めるとともに、より質の高いサービスの提供をめざします。

引き続き、コロナ禍においても利用者が安心、安全に図書館を利用できるよう対策に努めます。